

明治14年「小学校教則綱領」歴史の史的位置

竹田 進吾

はじめに

小学校日本史教科書が、日本社会住民の国民化に機能したことは疑えないところである。そして小学校日本史教科書群の展開過程において画期となるのは国定歴史教科書の登場である。国定歴史教科書の登場により、近代日本におけるナショナル・ヒストリーは成立したと位置づけられる。

しかしながら、初期の小学校国定歴史教科書内容の基調は、遅くとも明治検定制の後期(1900年公布の第三次小学校令と同年制定の「小学校令施行規則」以降1903年の勅令第74号公布による小学校教科書国定化決定までの時期)にはすでに確立していると考えられている。最初の国定歴史教科書は、検定期後期の小学校日本史教科書を参考にして執筆されたと考えられている¹。

先行研究²では、基本的には帝国憲法・教育勅語のもと、検定制(1886年～)と、第二次小学校令(1890年)に準じた「小学校教則大綱」(1891年)という二つの具体的施策により、遅くとも検定期後期には小学校日本史教科書群の内容の基調が確立していると理解されている³。筆者も、基本的にこの理解に間違いはないと考える。

しかしこの考え方は、「小学校教則大綱」の条文内容の検討と、小学校日本史教科書内容の分析から推測しているだけである。検定制と「小学校教則大綱」の何がどのように小学校日本史教科書内容の基調の確立と関係しているのかは、明らかではなかった。検定制における小学校日本史教科書統制の実態が分析されたうえで、検定制が歴史的に位置づけられているわけでもなかった。

また、検定制と「小学校教則大綱」を基本的枠組みとしながらも、検定期に小学校

¹ 海後宗臣『歴史教育の歴史』(東京大学出版会、1969年)92～95、109頁。

² 松島栄一「歴史教育の歴史」(『岩波講座 日本歴史』第22巻 別巻[1]、岩波書店、1963年)263頁。注1 海後著書87、93～95頁。寿福隆人「明治20年代中期の古代史教材の転換——聖徳太子教材の成立を通して——」(『日本の教育史学』教育史学会紀要 第28集、1985年)29～30頁。後に壽福隆人『日本古代史教材開発——古代生産技術教育史と河川型歴史教材——』(梓出版社、1998年)第4章に収録。

³ この理解に関しては、拙稿「三宅米吉の歴史教育論と金港堂の歴史教科書」(『日本教育史研究』第26号、日本教育史研究会、2007年)の「はじめに」を参照のこと。

日本史教科書群が内容的に変容しつつ均一化傾向を示していく複雑な過程は、総合的に検討し直す必要がある。その場合、政府・文部省の施策と教員・子どものあいだに存在して教科書を刊行した、民間の立場にある教科書出版社と教科書執筆者の動向に、背景として注目する必要も出てくるのである。

このような問題意識のもと、本稿においてはこれらの分析を行うのではなく、その前史部分の検討を行う⁴。すなわち、明治10年代の文部省の歴史教育、歴史教科書に関する施策を考察する。検討の中心は、「小学校教則綱領」（文部省達第12号、1881年5月4日制定）第3章第15条である。

1. 「小学校教則綱領」制定以前について

歴史関係の学科としては、「学制」期に「史学大意」（「学制」第27章）、「史学輪講」「歴史輪講」（文部省版「小学教則」）があった。また師範学校（東京）の「下等小学教則」「上等小学教則」が全国的に普及したとされ、読物・問答のなかで歴史教科書が使用されていた。さらに各大学区官立師範学校作成の小学校教則が各大学区に普及し、読書・語記・輪講のなかで歴史教科書が使用されていた場合もある⁵。文部省・師範学校（東京）・各大学区官立師範学校教則は、いずれも日本史教科書だけではなく万国史教科書も含んでいる。

第一次教育令（太政官布告第40号、1879年9月公布）第3条には「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ、其学科ヲ読書・習字・算術・地理・歴史・修身等ノ初歩トス」とあり、歴史が学科として成立している⁶。1880年（明治13）2月に改定された東京師範学校の「東京師範学校附属小学教則」「附属小学課程一覧表」⁷の歴史では、上等小学第6学年（上等4年制・下等4年制）5級から第7学年4級にかけて「日本歴史」が配当され、第7学年3級から第8学年2級にかけて「万国歴史」が配当されている。「日本歴史」は「紀元元年ヨリ」となっていて、「神代」事象を含まないことが明らかである。

ただしこの時期、全国の小学校で学科として歴史が存在するようになったわけではないと考えられる。1880年（明治13）9・10月時点における宮城県内の教則「認可願」

⁴ 本稿は、拙論「近代日本歴史教科書史研究」（博士論文、東北大学大学院教育学研究科、2010年）の第1章第1節を、修正の上、個別論文化したものである。

⁵ 橋本美保「官立大阪師範学校における小学教則の編成とその普及——近代カリキュラムと教授法の普及に果たした官立師範学校の役割——」（『東京学芸大学紀要』第1部門 教育科学 第43集、1992年）、水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』（風間書房、1997年）65～73頁。

⁶ 岩成博は、第一次教育令により歴史が独立教科として認められたと位置づけている。「明治初期における歴史教育」（『島根大学論集 教育学関係』第3号、1953年）71頁、「明治期における歴史教育の時代的性格」（『島根大学開学十周年記念論文集』1960年）48頁。

⁷ 『東京師範学校第八学年報告 從明治十二年九月至明治十三年八月』。

でも、読書のなかに歴史教科書が出てくる⁸。日本史教科書だけではなく、万国史教科書も出てくる。

第二次教育令（太政官布告第59号、1880年12月公布）でも変わらず学科として歴史は存在した（第3条）。1881年（明治14）2月に改定された東京師範学校の「附属小学課程一覧表」⁹の歴史の内容は、1880年（明治13）2月「東京師範学校附属小学教則」「附属小学課程一覧表」から変更されていない。

2. 「小学校教則綱領」歴史の歴史的特質

このような状況下に文部省教則として登場したのが「小学校教則綱領」である。第二次教育令に基づく「小学校教則綱領」は、先行研究において、自由民権運動の高まりを背景とした「教学聖旨」（「教学大旨」「小学条目二件」と「教育議」「教育議附議」論争と関連させて論じられてきた。明治天皇と元田永孚等宮中保守派による「儒教主義の復活」¹⁰の動向を受けた文部省の具体的施策として、教科書調査の開始、「小学校教員心得」（文部省達第19号、1881年6月18日制定）等とともに位置づけられている¹¹。「小学校教則綱領」の「第三章 小学各等科程度」第15条を以下に記す。

歴史 歴史ハ^①中等科ニ至テ之ヲ課シ、^②日本歴史中ニ就テ建国ノ体制、神武天皇ノ

⁸ 上埜目小学校・岩出山小学校・下野目小学校の文部卿河野敏謙あて小学校教則「認可願」（「明治十三年 小学教則認可綴 学務課」、宮城県公文書館所蔵）。

⁹ 注5水原著書186～187頁の間の表Ⅲ—2。

¹⁰ 吉田熊次・海後宗臣『教育勅語頒布以前に於ける小学校修身教授の変遷』国民精神文化研究第1年第3冊（日本文化協会出版部、1934年）59頁。

¹¹ 海後宗臣『元田永孚』（文教書院、1942年）50～78頁、渡辺昭夫「天皇制国家形成途における「天皇親政」の思想と運動——日本的「立憲主義」との関連において——」（『歴史学研究』第254号、1961年）4～10頁、土屋忠雄「第十四章 保守反動の政策（二）——展開——」（土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、1962年初版、1968年再版使用）、注2松島論文、稲垣忠彦「第一部 「開発主義」教授理論の史的考察——公教育教授定型の起点——」（稲垣忠彦『増補版 明治教授理論史研究——公教育教授定型の形成——』評論社、1995年初版、2001年第2刷使用）、注1海後『歴史教育の歴史』、田中史郎「I 近代歴史科史」「一 小学校歴史科の成立——教科論的視点よりの試論——」（田中史郎『社会科の史的探求』西日本法規出版、1999年、初出は1972年）、掛本勲夫「教育令改正過程に関する一考察——教育課程政策を中心として——」（『皇学館大学紀要』第24輯、1986年）、掛本勲夫「第二次大木文部卿期文部省の教科書政策——文部省教科書の出版・供給拡張計画——」（『皇学館大学紀要』第27輯、1989年）、山住正己「尊王愛国から忠君愛国へ」（『あたらしい歴史教育』第3巻 歴史意識はどうつくられてきたか、大月書店、1993年）、注5水原著書「第三章 カリキュラムの儒教主義化と基準性強化」ほか、吉岡亮「儒教主義・文明史・愛国——明治十年代における教育の中の〈歴史〉——」（『国語国文研究』第127号、北海道大学国語国文学会、2004年）、沼田哲「第二部 「国憲」と「国教」 明治前期政治過程と元田永孚」「第三章 「国教」論の成立・展開——「教学大旨」から「教育勅語」へ——」（沼田哲『元田永孚と明治国家——明治保守主義と儒教的理想主義——』吉川弘文館、2005年）等を参照。二つの掛本論文は、後に掛本勲夫『明治期教科書政策史研究』（皇学館大学出版部、2010年）に、加筆修正の上、収録されている。

即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ両立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事実、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変更等ノ大要ヲ授ク
ヘシ、凡歴史ヲ授クルニハ務テ生徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊王愛国ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス（下線竹田、以下同様）

下線①にあるように、中等科（初等科3年制、中等科3年制、高等科2年制）に配当した。歴史は中等科第5学年後半から第6学年にかけて日本歴史を配当している¹²。この「小学校教則綱領」歴史の教育史的位罫は、以下に示す特質を持って学科としての歴史が文部省教則レベルにおいて成立したことである¹³。

「小学校教則綱領」歴史の特質として挙げられるのは¹⁴、第一に下線③にあるように、教育内容が天皇歴代を軸にした編年体ではなく、「建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉（以下省略一竹田注）」という特定の歴史事象を連ねた形式で示されたことである。当時の日本史教科書の体裁は基本的に天皇歴代を軸にした編年史であった。教育内容の項目と教科書叙述の形式は別個の問題ではあるが、文部省は「小学校教則綱領」で初めて歴史教科書の叙述形式を示したともいえる。

山住正己は、「小学校教則綱領」における叙述形式の変化を、天皇歴代を軸にした編年史では天皇中心の歴史を肯定的に叙述する上で問題が生じるための施策と位置づけている¹⁵。しかし山住説には従えない。その理由を以下、3点示す。

一つはこの叙述形式の変化には、当時の知識人社会における日本歴史叙述の動向が反映していることである。文明史観の影響を受けて、天皇歴代を軸にした編年史を克服し、欧米の歴史と「対等」な日本歴史の形成が求められていた社会状況がある。これが、天皇歴代を軸にした編年史という体裁の不採用に表れているといえる。

二つ目としては、当時の天皇歴代を軸にした編年史的日本史教科書が、子どもにとって難解だったことである。教育社会の動向としても、小学校日本史教科書の刷新が課題となっていたのである。たとえば数年後の記事であるが、山県悌三郎著作の小学校日本史教科書を肯定的に書評するなかで、「彼の無味なる帝室年代記を誦すると是等

¹² 「小学校教則綱領」第27条に添付された表。

¹³ 西川長夫は「教科書問題はその記述の内容ばかりが問題にされるが、より重要なのは、歴史という教科であり、歴史教育という制度だと思ひます」（『戦後歴史学と国民国家論、その後』、西川長夫『戦争の世紀を越えて——グローバル化時代の国家・歴史・民族』平凡社、2002年、135頁）と端的に指摘している。

¹⁴ 以下、「小学校教則綱領」歴史の検討には、注2松島論文、注11稲垣著書第一部第二章第一節「小学校教則綱領」の分析、注1海後『歴史教育の歴史』、注11田中「I 近代歴史科史」「一 小学校歴史科の成立——教科論的視点よりの試論——」、注11山住「尊王愛国から忠君愛国へ」、注5水原著書「第三章 カリキュラムの儒教主義化と基準性強化」、注11吉岡論文等を参照した。

¹⁵ 注11山住「尊王愛国から忠君愛国へ」73～74頁。

の歴史（山県等の新しい体裁の小学校日本史教科書―竹田注）を読むと児童の劳逸損益如何そや」¹⁶とある。

三つ目としては、山住の言う天皇歴代を軸にした編年史のままでは天皇中心の歴史を肯定的に叙述する上で問題が生じるという位置づけが、事実ではないことである。特定の歴史事象を連ねた形式にしなくても、肯定的に叙述することが可能な一部の「重要」な天皇を中心にして天皇歴代の編年史を編集すればいいだけである。実際、そのような体裁の日本史教科書が一時的に出現している¹⁷。

話を「小学校教則綱領」の特質に戻す。第二に内容が下線②にあるように、日本史のみとなり外国史が排除されていること¹⁸、下線③にあるように、「建国ノ体制」が増補されていること、歴代天皇治績顕彰（内乱防止策）が強調されていることである。この内容面に関して重要なことは、「小学校教則綱領」案起草に深く関わった江木千之の回顧によれば、明治天皇の指導により「建国ノ体制」増補¹⁹、歴代天皇治績顕彰の強調という方向で、歴史の教則案（文部省案）が修正されたことである²⁰。

外国史排除がどのような関係性から決定されたかは不明である。江木の回顧によれば、明治天皇の指導が入る前の教則案（文部省案）において、すでに外国史排除となっていた²¹。すでに第二次教育令制定へ向けての元老院における「教育令改正案」論議において、「我地理歴史ヲ知ラサルニ先タチ早く外国ノ地理歴史ヲ読マシムル如キ不都合ノコトアル」との見解が、第一次教育令の「弊害」を説明する脈絡のなかで、内

¹⁶ 『出版月評』第12号（1888年7月28日）287頁。

¹⁷ たとえば、松浦果著『小学国史略』巻之上・下（村上勘兵衛出店ほか発兌書林、1875年3月官許、1875年5月刻成、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館所蔵）、宮本茂任編輯『小学日本略史』巻上（山崎登・林斧介、1885年5月29日版權免許、1885年9月出版、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館所蔵）、笠間益三編輯、龍三瓦校正『新刻小学日本略史』巻之一～三（文学社、1886年6月改正再版出版、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館所蔵）、笠間益三編輯、龍三瓦校正『新刻小学日本略史』巻之一～三（文学社、1887年3月25日訂正3版御届、1887年4月27日文部省検定済、検定合格本、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館所蔵）等。

¹⁸ 吉岡は、外国史を排除して学科として歴史が成立したことの歴史的意味を軽視している。外国史を排除して歴史が成立したことを、「日本史だけ」（注11吉岡論文50頁）になったと淡々と叙述している。

¹⁹ この「建国ノ体制」は、基本的に「神代」事象を含んでいると理解できる。なぜなら、第一にこの「建国ノ体制」は時系列の順序で「神武天皇ノ即位」の前にあるということ、第二に元田永孚の言説では「神代」事象は当然重視されているからである。ただし詳細は略するが、元田の言説では「神代」事象は過剰な形で叫ばれてはいない。また、この「建国ノ体制」が基本的に「神代」事象を含んでいるとしても、この文部省教則を受けとめた教科書執筆や教育現場の教員が、基本的にみなそのように理解したという事実はない。

²⁰ 江木千之翁経歴談刊行会編『江木千之翁経歴談』上巻（江木千之翁経歴談刊行会、1933年）67～70頁。この件に関しては、注11土屋著書265～267頁、注1海後『歴史教育の歴史』「6 歴史の教則と聖旨」、注5水原著書218～221頁を参照。

²¹ 注20『江木千之翁経歴談』上巻67頁。

閣委員文部権大書記官島田三郎から示されてもいた²²。

ただし、「小学校教則綱領」に示された外国史排除という歴史の基本的特質は、1882年（明治15）2月21日に、明治天皇が元田をして福岡孝弟文部卿に伝えた「学制ニ付勅諭」において、「従来欧米ニ偏セシ学風ハ亡慮之ヲ洗除シ、小学歴史科ニ於テハ我国史ノ外漢洋共ニ用ヒザルガ如キ、尤其宜シキヲ得タリトス」²³と称賛されている。事後の史料ではあるが、外国史排除を明治天皇、天皇側近の元田等が望んでいたことがわかる。

また、元田永孚は「（福岡孝弟文部卿が一竹田注）聖旨ヲ感戴シ、教育法ヲ改正シ、初年生二年生ニハ西洋史ヲ禁シテ、先ツ日本歴史、次ニ支那歴史ヲ読ムノ教科ニ改メ」²⁴と回顧している。この回顧は小学校ではなく、「中学校教則大綱」（文部省達第28号、1881年7月29日制定）における初等中学科（4年制）の歴史のことを問題にしているようである。元田は「初年生二年生ニハ西洋史ヲ禁シテ」ということを肯定する脈絡で叙述している。この回顧から、明治天皇、天皇側近の元田等が、小学校歴史教育における外国史排除に関して中心的課題としていたのは西洋史排除であったと想定してよさそうである。

第三に下線⑥にあるように、歴史の教授目的が「尊王愛国ノ志氣」養成と規定されたことである。江木の回顧によれば、「独逸の例を参酌し」、歴史により「忠愛の志氣」を涵養させようと考えたという²⁵。

吉岡亮は、この「尊王愛国」を文明史観の影響としている²⁶。吉岡は、愛国論に関する先行研究²⁷を基に推測している。また水原克敏は、「小学校教則綱領」の歴史にみ

²² ただしこの発言は、外国歴史・地理を学科に加えるなど言っているわけではない。明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』前期第九卷（元老院会議筆記刊行会、1965年）770頁。1880年12月22日の第217号議案第1読会。

²³ 『教育勅語渙発関係資料集』第一巻（国民精神文化研究所、1939年初版、1940年第6版使用）22頁。竹田が読点をつけた。

²⁴ 元田永孚「古稀之記」（元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻 自伝日記、元田文書研究会、1969年、183頁）。竹田が読点をつけた。

²⁵ 注20『江木千之翁経歴談』上巻67頁。この「独逸」「忠愛」とどれだけ関わるかは不明だが、田中不二麿が「仏国」と対照する形で、「李国に在りては、村落の児童も皆字を知り、書を読み、能く建国歴史の要領を解し、特に忠愛の情に富み」と回顧している（副島八十六編集兼発行『開国五十年史』上巻、原書房、1970年、1907年刊行の復刻版、「教育瑣談」747頁）。ただし、田中は「小学校教則綱領」制定どころか、第二次教育令公布以前の1880年2月には司法卿に転出している。また、「小学校教則綱領」制定は1881年5月4日であり、いまだ「明治14年の政変」は表面化していない。

²⁶ 注11吉岡論文60頁。吉岡論文は、明治10年代の小学校歴史教育の動向を、「儒教主義」と文明史観という二つの言説の関係性から考察している。そのなかで、「小学校教則綱領」の下線④⑤⑥に、福沢諭吉『文明論之概略』等に見られる文明史観の影響を認めている。

²⁷ 石田一良「4 明治の精神と国民道徳の形成」（古川哲史・石田一良編『日本思想史講座』第6巻 近代の思想1、雄山閣出版、1976年）、羽賀祥二「明治前期における愛国思想の形成——敬神愛国思想を中心として——」（飛鳥井雅道編『国民文化の形成』筑摩書房、1984年）。

られる思想性について、「朱子学史観」と位置づける先行研究²⁸に対して、「儒教主義と国学思想との接合」という解釈を示している。この脈絡のなかで、「尊王愛国」について、江木が明治天皇から指導を受けた後に相談した、国学系知識人小中村清矩等によって導出されたのではないかと推測している²⁹。しかし江木の回顧によれば「尊王愛国ノ志気」養成は、明治天皇の指導を受ける前の教則案（文部省案）にすでに記されている³⁰ことから、この点に関して小中村等の指導を強調することはできないであろう。

「小学校教則綱領」と同時期に制定され、江木が中心に作成したと考えられる「小学校教員心得」にも「尊王愛国ノ志気ヲ振起シ」と記されている。「小学校教員心得」も明治天皇の内容確認を経ている³¹。この「尊王愛国」は「小学校教員心得」第1項において、「教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニカヲ用ヒ、生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ニスル等、凡人倫ノ大道ニ通暁セシメ」³²と説明されている。ここで「尊王愛国」は「儒教主義」的な徳目と並列されている³³。これからすれば、「小学校教則綱領」の「尊王愛国」も、基本的に「儒教主義」と融和的な「尊王愛国」であると位置づけられる。

以上の検討によっても、「小学校教則綱領」の「尊王愛国」がどのような背景でもって記されたのかを実証することはできないが、筆者は以下の特質をもって制定されたと総合的に位置づける。一つは強力な近代国民国家形成のために、日本社会住民を国民化する必要からくる「愛国」心育成である。二つ目は共和制（共和国）を拒否し、「独逸」型君主制国家を模倣・志向するという形で君主制を保持していきたいという意味での「尊王愛国」である。三つ目は「儒教主義」と融和的な「尊王愛国」という特質である。第一と第二の特質は、文明史観と関係してはいるだろう。第一と第二の特質は江木によるが、明治天皇、天皇側近の元田等はこの2点を了承した。この了承の意味するところが、第三の特質といえる。

第四に「尊王愛国」以外でも、下線③④⑤にみられるように、文明史観の影響が指摘できることである。⑤は開発主義教育理論の影響という位置づけも可能である³⁴

²⁸ 注11 稲垣著書 31～32 頁。

²⁹ 注5 水原著書 223～224、847～848 頁。

³⁰ 注20『江木千之翁経歴談』上巻 67 頁。

³¹ 注20『江木千之翁経歴談』上巻 62 頁。注11 土屋著書は、「小学校教員心得」に対する元田の意見の反映を推測している（260～261 頁）。

³² 江木はこの部分を、「本邦固有の道德の要目」と回顧している（注20『江木千之翁経歴談』上巻 56 頁）。

³³ この点については、注27 羽賀論文 111 頁で指摘されている。

³⁴ 1880年10月19日付東京師範学校長伊沢修二・東京師範学校長補高嶺秀夫連名による文部省編輯局長西村茂樹あて「教科書編纂ニ付意見書」の歴史の項に、「事変ノ原因ヲ究索スルノ習慣ヲ得セシムル」、「歴代中著名ナル事変ニ基キ其ノ沿革ノ因由ヲ授クルヲ以テ順序トスベシ」（信濃教育会編集兼発行『伊沢修二選集』、1958年、378頁）とある。当時の東京師範学校は開発主義教授理論で著名であった。

「小学校教則綱領」の歴史的立場づけとしては、これら四つの特質をもって文部省教則レベルで学科としての歴史が成立したことを挙げなければならない。吉岡は「小学校教則綱領」に、「儒教主義」的要素と文明史観的要素が共存していると位置づけている³⁵。筆者も共存していると考え、この「小学校教則綱領」の基本的特質は前記してきた第二・三の特質にあると考える。なぜなら、第三の「尊王愛国ノ志気」養成については、条文中に「殊ニ」と強調されていること³⁶、第二の内容面については、明治天皇の指導が入っていることを重視するからである。このように、明治天皇、天皇側近の元田等の指導を経て、基本的特質として第二・三の特質を持って、文部省教則レベルで学科としての歴史が成立したと歴史的に位置づけられる。

おわりに

「小学校教則綱領」歴史の特質を検討してきたが、「小学校教則綱領」が制定されたからといって、すぐに「第三章 小学各等科程度」第15条を受け止めた体裁と内容で確立した小学校日本史教科書が出現したわけではない。

海後宗臣は、「明治十四年にこの教則が公布されてただちに歴史教科書が書き改められ、それらの新教科書が小学校で広く使用されるようにはならなかった。天皇歴代による編成から紀事本末の歴史教材への移行は、この頃から順次に進められたのであって、多くの民間教科書の内容が紀事体となるまでにはそれから数年を要した」³⁷と指摘している。

基本的に、特定の歴史事象を連ねた叙述形式として確立した小学校日本史教科書の出現は、1891年（明治24）の金港堂編輯所『小学史談』（初版本）、1892年（明治25）の山県悌三郎『帝国小史』（初版本）まで待たなければならない³⁸。具体的な教材の現実化まで約10年かかっていることになる。

つまり「小学校教則綱領」制定以前において、文部省はナショナル・ヒストリーを持っていなかったのである。「小学校教則綱領」制定はナショナル・ヒストリー成立へ向けての重要な一段階であったと位置づけられる。しかし、成立したナショナル・ヒストリーが存在しないという事情は、その後の森文政期の文部省においても変わらなかった。だからこそ森文政期の文部省は、小学校日本史教科書を公募することになるのである³⁹。

このように、明治10年代半ばから20年代半ばにかけての小学校日本史教科書に関する施策とは、ナショナル・ヒストリー（「近代教科書」）創出へ向けての文部省権力を中心とした試行錯誤の営みであったと位置づけ直すことができるだろう。

³⁵ 注11 吉岡論文60頁。

³⁶ 「殊ニ」の重要性は、注11 山住「尊王愛国から忠君愛国へ」67頁で指摘されている。

³⁷ 注1 海後『歴史教育の歴史』60頁。

³⁸ 『小学史談』の歴史的立場については、注3 拙稿の「三 金港堂版小学校歴史教科書の特質とその変容」を参照。『帝国小史』の歴史的意義については、注2 寿福論文を参照。

³⁹ 詳細については、注4 拙論第1章第2節を参照のこと。この件に関する別稿を予定している。